

ワンルームマンションごみ集積施設設置基準

千葉市ワンルームマンション建築指導要綱に規定する「ごみ集積所」は、収集車両や作業員等の活動、住民の利便、交通の状況等を考慮し、この基準により設置してください。

1. 規模

- (1) 下表により、ワンルームマンションの計画戸数に応じた「ごみ集積所」用地の面積を確保すること。

計画戸数	ごみ集積所用地の面積
20 戸以下	2 平米以上
21 戸以上 200 戸以下	2 平米に 20 戸を超えた戸数 1 戸あたり 0.075 平米を加えた面積
201 戸以上	15.5 平米に 200 戸を超えた戸数 1 戸あたり 0.05 平米を加えた面積

- (2) 集積所用地の面積は、ごみを排出できるスペースの有効面積とする。
 (3) 集積所を複数設置する場合の 1 箇所の最低面積は 2 平米以上とする。

2. 位置

- 原則として敷地内の地上部分に設置し、幅 5m 以上の道路（進入道路を含む）に面すること。やむを得ず地下等、地上以外の位置に設置する場合は、収集車両が容易に直接この施設まで乗り入れ、退出できる通路、旋回場所及び有効高を確保すること。
- 敷地の奥に設ける場合、敷地内道路の幅を 5m 以上確保するとともに、収集車両が他の道路（幅 5m 以上）に通り返りできるか、容易に切り返しのできるスペースを確保すること。
- 集積所と、収集車両の間に電柱（支柱を含む）、交通標識、ガードレール、植栽等の障害物がない位置とすること。
- 集積所前面の道路勾配は、5%以内とすること。
- 収集車両が作業するに際し、道路交通法上支障のない場所に設置すること。
 - 原則として交差点から 5m 以上離す。
 - バス停留所から 10m 以上離す。
 - 横断歩道から 5m 以上離す。
- 道路の角及び車両出入口等の隅切から極力離して設置すること。
- 原則として 1 棟に 1 箇所設置すること。
- 近隣住民の生活環境に及ぼす影響に十分配慮して設置すること。
 （集積所に関して近隣住人との間に紛争が生じた場合は、建築主の責任により解決すること。）

3. 仕様

- 道路及び敷地内通路に面する辺の長さは 2m 以上とする。また、奥行きは道路に面する辺の長さを超えてはならない。
- 屋根、扉をつける場合は別途協議すること。
- 排水は放流先に支障がないよう留意し、必要に応じ水洗等給水施設を設置すること。
 （原則として汚水升を設置し、口径 10cm 以上の排水口を設け雨水管に接続すること。ただし、屋根を設ける場合は、汚水管に接続する事。）

4. その他

- 事務所等の事業所が入居する併用住宅の場合、事業所から排出されるごみと、住宅から排出されるごみとを分けて排出できるように集積所を分けて設置すること。
- 事業所が、大規模小売店舗または事業用延床面積が 3,000 平米以上の建築物に該当する場合、「事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置要綱」の対象となるため、

別途協議が必要となる。

ごみ集積所 [規模・仕様・位置等] についてのお問い合わせは担当区の環境事業所へ

- ・ 中央・美浜環境事業所 043-231-6342 (中央区・美浜区)
- ・ 花見川・稲毛環境事業所 043-259-1145 (花見川区・稲毛区)
- ・ 若葉・緑環境事業所 043-292-4903 (若葉区・緑区)

標準ゴミ集積所構造図の参考例 ※またはカタログ添付のこと

